

●若手アカデミーにおける運営上の留意点について

〔平成29年11月24日〕
〔日本学術会議第257回幹事会申合せ〕

本日の幹事会において、若手アカデミー運営要綱（平成26年10月23日日本学術会議第204回幹事会決定）の一部を改正し、若手アカデミー会員の人数については具体的な数を記載しないこととする。ただし、会議運営に係る予算等との関係上、以下の点に留意して運用を行うこととする。

- 1 若手アカデミー会員は、おおむね60人程度で運用すること。
- 2 会議開催に当たっては、オンライン会議を積極的に活用すること等により、予算上の制約に配慮すること。
- 3 科学者委員会及び科学者委員会に置かれる分科会については、少なくとも1名の若手アカデミー会員が含まれていることを委員の承認に当たっての要件とすること。

附 則（令和6年2月29日日本学術会議第363回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。